

第5期東大阪市障害福祉計画・第1期東大阪市障害児福祉計画(素案)に関する
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え方

■ 地域移行支援、グループホームの不足について

| 該当箇所章 一節一項目 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
|------------------|---|---|
| 4-1-1) 4-2-3) | 障害者の地域移行を推進するとあるが、市内には精神障害者向けの自立支援施設やグループホーム等の受け皿が不足している。夜間の緊急対応等が可能なグループホームを増やして欲しい。 | 地域移行を促進するためには、住居の確保やサービス提供体制の整備が不可欠であり、その中でもグループホームは大変重要な役割を果たしています。ご意見を参考に、夜間の緊急対応も可能なグループホームが増えるよう施策の検討を進めてまいります。 |
| 4-1-1) | 入所施設ではなく、普通の市民と同じように毎日お風呂に入れて、友達と遊びに行けて、趣味や余暇を大切にできる東大阪にして欲しい。 | 施設入所からの地域生活への移行については、本計画において成果目標としていますが、障害の有無に関わらず、自己決定が尊重され、主体となつて社会活動に参加できる東大阪市を目指し、今後施策の検討を進めてまいります。 |

■ 計画内表記の修正について

| 該当箇所章 一節一項目 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
|----------------|--|---|
| 4-2-2) | P32 2)日中活動系サービス自立訓練(機能訓練)・・・身体障害、(生活訓練)・・・知的障害、精神障害について、 P35 ◎自立訓練 見込量(月あたり)身体障害(機能訓練)知的障害(生活訓練)精神障害(生活訓練)について、いずれも平成30年度の法改正で障害区分が撤廃されるため、表記の仕方に工夫が必要。 | 平成30年度障害者総合支援法の改正を踏まえて、障害の種別にかかる記載を削除し、表記の修正を行いました。 |

■ 短期入所(ショートステイ)事業について

| 該当箇所章 一節一項目 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
|----------------|--|--|
| 5-2-2) | 児童、成人を問わず短期入所利用へのニーズは多いが、受け入れ先が少なく困っている人がたくさんいる。地域生活を続けていく上で大切な制度なので縮小しないで欲しい。 | 家族の介護負担の軽減や、在宅での介護が一時的に困難になった場合など、障害のある方が在宅で安心して暮らすために、短期入所事業は重要です。再検討の結果、障害児の短期入所にかかるニーズが高いため、見込量数値の修正を行いました。 |

しょうがいしゃりかいそくしん けいはつじぎょう
障害者理解促進のための啓発事業について

| <small>がいとうかしよしょう</small> 該当箇所章 <small>せつ こうもく</small> 一節一項目 | <small>いけん がいよう</small> 意見の概要 | <small>ほんし かんが かつ</small> 本市の考え方 |
|---|--|---|
| 6-1-1) | じゅうらい じっし きょういくかんとく しょうがっこうとう 従来から実施されてきた教育機関等(小学校等)に たい ふくしたいけんがくしゅう かんが 対する福祉体験学習についてどのように考えているか。 | しょうがい うむ かつか ちいき ととも く りかい 障害の有無に関わらず、地域で共に暮らすことの理解 のために、子どもの頃からの経験が非常に重要である と考えます。福祉体験事業につきましては、地域生活 しえんじぎょう なか りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう いち 支援事業の中で理解促進研修・啓発事業として位置 づけ、今後も内容を充実させ、継続的に取り組んでまいります。 |
| 6-1-1) | りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう 理解促進研修、啓発事業について、ふれあいのつ ぐい がいとう いがい じぎょう どい、街頭キャンペーン以外にどのような事業をしているか。 | しょうがいしゃ りかいそくしん こうえんかい 障害者の理解促進のための講演会や、ヘルプマーク の普及に向けた取り組み等を行っています。また じはつてきかつどう しえん 自発的活動の支援として、バリアフリーマラソンやスポ ーツ大会への補助事業を行っておりますが、今後も |
| 6-1-1) | じはつてきかつどう しえん へいせい ねんど へいせい 自発的活動の支援について、平成27年度～平成 ねんど あり じぎょう こんご 29年度「有」となっているが、どのような事業か、今後 ぐたいてき し どんなことをするのか具体的に知りたい。 | けいぞく じっし かんが 継続して実施していきたいと考えております。あわせ しゃかいふくしほうじんしゃかいふくしじぎょうだん じぎょういたく おこな て社会福祉法人社会福祉事業団へ事業委託を行 い、福祉体験学習や、地域交流事業、障害者スポーツ かくしゅきょうしつ しゃかいさん かつかつどう りかいそくしん や各種教室など、社会参加活動や理解促進のための じぎょう おこな 事業を行ってまいります。 |

しゅわつうやくしゃ せっち
手話通訳者の設置について

| <small>がいとうかしよしょう</small> 該当箇所章 <small>せつ こうもく</small> 一節一項目 | <small>いけん がいよう</small> 意見の概要 | <small>ほんし かんが かつ</small> 本市の考え方 |
|---|--|--|
| 6-1-4) | しゅわつうやくしゃ せっちにんずう ふ けいかく 手話通訳者の設置人数を増やす計画となっている ひじょうきんしよくたく せいきしよくいん さいよう が、非常勤嘱託ではなく、正規職員としての採用を おこな ほ じよせい しゅわつうやくしゃ 行って欲しい。また、女性の手話通訳者しかいない だんせい さいよう ほ ため、男性も採用して欲しい。 | ほんし げんざいしゅわげんごじょうれい せいてい む じゅんび 本市では、現在手話言語条例の制定に向けた準備を すず ちようかくしょうがいしゃ じょうほうほしやう 進めておりますが、聴覚障害者の情報保障、コミュニケ ーション保障を促進するために、手話設置通訳者の ほしやう そくしん しゅわせつちつうやくしゃ 体制強化が必要と考えております。正規職員での たいせいきやうか ひつやう かんが せいきしよくいん しゅわつうやくしゃ せっち だんせいつうやくしゃ さいよう 手話通訳者の設置について、また男性通訳者の採用 こんごけんとう すず について、今後検討を進めてまいります。 |

■ 依存症問題に取り組む民間団体への支援について

| がいとうかしょじょう 該当箇所章 せつ こうもく 一節一項目 | いけん がいよう 意見の概要 | ほんし かんが かた 本市の考え方 |
|---|--|--|
| 6-2-6) | 平成25年にアルコール健康障害対策基本法が成立し、都道府県計画も策定されています。東大阪市では断酒会を始め、民間団体と行政が熱意を持って取り組んでいるが、継続していくには制度の裏づけが必要。第5期の計画では「依存症問題に取り組む民間団体への支援」を「障害者かんれんしさく すいしん い こんご ちいき 関連施策の推進」に入れているが、今後は地域生活支援事業として事業化し、アルコール依存だけではなく、薬物、ギャンブル依存の問題にも対応する仕組みを作りたい。 | ご意見を参考に、「依存症問題に取り組む民間団体への支援」について地域生活支援での事業化に向けた取り組みを検討してまいります。 |

■ 福祉人材の確保について

| がいとうかしょじょう 該当箇所章 せつ こうもく 一節一項目 | いけん がいよう 意見の概要 | ほんし かんが かた 本市の考え方 |
|---|--|--|
| ほか けん 他4件 | ヘルパーを利用したい時間に使えない。親の高齢化等将来的に需要が増えることが見込まれるが、人材が不足している。 | 地域移行の促進や、親亡き後の支援を考えていく上で、地域における安定したサービス提供体制の構築が求められます。本市においても福祉・介護に携わる人材不足の状況ですが、大阪府や事業者とも連携をとりながら、福祉の仕事に対するイメージ向上など、人材確保に向けた取り組みを検討してまいります。 |

■ その他

| がいとうかしょじょう 該当箇所章 せつ こうもく 一節一項目 | いけん がいよう 意見の概要 | ほんし かんが かた 本市の考え方 |
|---|----------------------------------|---|
| ほか けん 他23件 | その他、個別具体的な障害福祉関係施策の実施に関わる意見及び要望等 | 東大阪市障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、国の指針や大阪府の考え方も踏まえながら、本市の障害福祉サービスの数値目標とサービス提供体制の整備目標等を示すものです。今回いただきました個別具体的な施策の実施に関わるご意見については、今後障害福祉施策の参考とさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。 |